

兵庫県公報

令和3年2月5日 金曜日 第179号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

| | ページ |
|---------------------------|-----|
| 告 示 | |
| ○ 有害興行の指定（青少年課） | 1 |
| ○ 知事許可漁業の制限措置の内容等（水産課） | 2 |
| ○ 同 上（同） | 3 |
| ○ 同 上（同） | 4 |
| ○ 同 上（同） | 4 |
| ○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課） | 5 |
| ○ 同 上（同） | 5 |
| ○ 公共測量が終了した旨の通知（同） | 5 |
| ○ 同 上（同） | 6 |
| ○ 同 上（同） | 6 |
| ○ 同 上（同） | 6 |
| 公 告 | |
| ○ 県有地の一般競争入札による売払い（管財課） | 6 |
| ○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課） | 8 |
| ○ 落札者等の公示（北播磨県民局） | 9 |
| 企業庁公告 | |
| ○ 入札公告 | 9 |
| ○ 同 上（猪名川広域水道事務所） | 13 |
| 公安委員会告示 | |
| ○ 地域交通安全活動推進委員の解嘱 | 16 |
| 警察本部公告 | |
| ○ 入札公告 | 16 |
| 正 誤 | |
| ○ 平成26年3月31日付け兵庫県公報第14号外中 | 18 |

告 示

兵庫県告示第118号

青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）第11条第1項の規定により、有害興行として次のものを指定する。

令和3年2月5日

兵庫県知事 井戸敏三

| 指定理由 | 著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、著しく恐怖心を与え、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長する描写、音声などが多く、青少年に観覧させることは、その健全な育成を阻害するものと認める。 | |
|------|--|-----------|
| 種 別 | 名 称 | 制作・配給会社 |
| 映 画 | 愛のコリーダ（原題）LEMPIRE DES SENS | アンブラグド |
| 同 | DAU. ナターシャ（原題）DAU. NATASHA | トランスフォーマー |

| | | |
|---|-----------------|-------|
| 同 | 母娘絶倫 淫乱すぎて濡れすぎて | 新東宝映画 |
|---|-----------------|-------|

兵庫県告示第119号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、同法第57条第1項の農林水産省令で定める中型まき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年2月5日

兵庫県知事 井戸敏三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区 | 制限措置 | | | | | | |
|-----|---------|--|----------------|----------|--------|----|-----------|
| | 漁業種類 | 操業区域 | 漁業時期 | 推進機関の馬力数 | 総トン数 | 隻数 | 漁業を営む者の資格 |
| 西播A | 荒目巾着網漁業 | 洲本市先山頂上と姫路市上島灯台を結んだ線以西の兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。(注) | 4月1日から12月31日まで | 別記1 | 25トン未満 | 6隻 | 別記2 |

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年2月12日から同年3月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 次の(ア)及び(イ)を結ぶ直線、(イ)から(ウ)に至る明石市の海岸線、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)及び(ク)を順次結ぶ5直線並びに淡路市江崎から南あわじ市門崎に至る海岸線によって囲まれた海面においては操業してはならない。

(ア) 淡路市江崎灯台中心点

(イ) 明石市林崎漁港東防波堤起点（東波止根元）

(ウ) 明石市明石城西やぐらから香川県小豆郡星ヶ城の頂上見通線と明石市の海岸線との交差点

(エ) 明石城西やぐらから星ヶ城の頂上見通線と洲本市先山の頂上を淡路市明神鼻の北端に重ねて見通した線との交差点

(オ) 先山の頂上を明神鼻の北端に重ねて見通した線と南あわじ市ダマ山の頂上を同市雁子岬突端に重ねて見通した線との交差点

(カ) ダマ山の頂上を雁子岬突端に重ねて見通した線と淡路市江井崎から徳島県鳴門市大麻山頂上見通線との交差点

(キ) 江井崎から大麻山頂上見通線と南あわじ市門崎突端から星ヶ城の頂上を見通した線との交差点

(ク) 南あわじ市門崎突端

イ 日没時から日出時に至る間は操業してはならない。

別記1 推進機関の馬力数

350キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）75馬力以下

別記2 漁業を営む者の資格

中型まき網漁業（漁業種類：いわし揚繰網漁業、漁業時期：7月1日から翌年3月31日まで）の許可を有し、かつ同漁業の許可を受けた船舶を使用する者



兵庫県告示第120号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第7号に掲げる五智網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年2月5日

兵庫県知事 井戸敏三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区 | 制限措置 | | | | | | | |
|-------------------|-----------------|------|---------------------------------------|---------------------|------------------|----------|-----|-------------------|
| | 漁業種類 | 操業区域 | 漁業時期 | | 推進機 関の馬 力数 | 総トン 数 | 隻数 | 漁業を 営む者 の資格 |
| 明石浦 林崎 | たい、はまち 五智網漁業 | 別記の1 | たい | 4月1日から 12月31日まで | 定めな し | 定めな し | 62隻 | 定めな し |
| | | | はまち | 9月15日から 11月20日まで | | | | |
| 江井島 二見町 播磨町 | 同上 | 別記の2 | 同上 | | 同上 | 同上 | 24隻 | 同上 |
| 福良 | 同上 | 別記の3 | 4月1日から7月31日まで 及び9月1日から12月31 日まで | | 同上 | 同上 | 3隻 | 同上 |

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年2月12日から同年3月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

| 区分 | 条件 |
|--------------|---|
| 別記の1又は2に係るもの | はまちを目的とする場合は、網目7.2センチメートル未満の漁具を使用してはならない。 |

別記 操業区域

（注）以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

1 明石市地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

なお、共第24号の共同漁業権を有する者から、同号の共同漁業権区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、「明石市地先海面及び共第24号の共同漁業権の区域。ただし、共第24号以外の共同漁業権の区域を除く。」とする。

- 2 明石市古波止から高砂市東播磨港伊保灯台までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 3 南あわじ市福良門崎から同市潮崎に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。



兵庫県告示第121号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第11号に掲げるひき縄漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年2月5日

兵庫県知事 井戸敏三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区 | 制限措置 | | | | | | |
|-----------|-------|------|------|----------|------|-----|-----------|
| | 漁業種類 | 操業区域 | 漁業時期 | 推進機関の馬力数 | 総トン数 | 隻数 | 漁業を営む者の資格 |
| 阿那賀 福良 | ひき縄漁業 | 別記 | 周年 | 定めなし | 定めなし | 57隻 | 定めなし |

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和3年2月12日から同年3月15日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和3年3月31日から令和4年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「くろまぐろを漁獲した場合は、漁獲実績を速やかに知事に報告しなければならない」旨の条件を付けることがある。

別記 操業区域

南あわじ市松帆慶野から同市阿那賀に至る地先海面及び紀伊水道における兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

なお、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。



兵庫県告示第122号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第19号に掲げる地びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年2月5日

兵庫県知事 井戸敏三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区 | 制限措置 | | | | | | |
|------|--------|------|--------------------|----------|------|----|-----------|
| | 漁業種類 | 操業区域 | 漁業時期 | 推進機関の馬力数 | 総トン数 | 隻数 | 漁業を営む者の資格 |
| 南あわじ | 地びき網漁業 | 別記1 | 4月1日から 11月30日まで | 定めなし | 定めなし | 2隻 | 別記2 |

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年2月12日から同年3月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる条件を付けることがある。

使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内でなければならない。

| 火船の隻数 | 電気設備 | |
|-------|---------------------|-------------|
| | 火船1隻当たりの設備容量 | 1統当たりの総設備容量 |
| 2隻以下 | 集魚燈に使用する電球 500ワット以下 | 1,000ワット以下 |

別記1 操業区域

共第134号共同漁業権漁場のうち、距岸200メートルまでの海面（南あわじ市阿那賀地先海面）

別記2 漁業を営む者の資格

操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者



兵庫県告示第123号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年2月5日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（4級基準点測量及び4級基準点測量（再設））

2 作業期間

令和3年1月20日から同年3月31日まで

3 作業地域

西宮市樋之池町、老松町及び松ヶ丘町地内



兵庫県告示第124号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、たつの市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年2月5日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（2級基準点測量）

2 作業期間

令和3年1月12日から同月29日まで

3 作業地域

たつの市新宮町地内



兵庫県告示第125号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年2月5日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（4級基準点測量）

- 2 作業期間
令和2年11月16日から同年12月28日まで
- 3 作業地域
西宮市樋之池町地内



兵庫県告示第126号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年2月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量の復旧測量（再設））
- 2 作業期間
令和2年11月24日から同年12月28日まで
- 3 作業地域
西宮市高塚町地内



兵庫県告示第127号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年2月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点の復旧測量（再設））
- 2 作業期間
令和2年12月21日から令和3年1月13日まで
- 3 作業地域
西宮市樋ノ口町二丁目地内



兵庫県告示第128号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年2月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点の復旧測量（再設））
- 2 作業期間
令和2年6月18日から同年8月20日まで
- 3 作業地域
西宮市枝川町地内

公 告

県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和3年2月5日

兵庫県知事 井戸敏三

1 入札に付する県有地

売払物件

| 物件 番号 | 所在地 | 面積 (㎡) | 地目 |
|----------|---------------------|-----------|------|
| 14 | 神戸市中央区北野町四丁目95—17ほか | 535.86 | 宅地ほか |

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者
- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があつた後、2年間を経過しない者
 なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
 ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 エ アからウまでのいずれかに該当する事実があつた後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員又は構成員

3 契約条項を示す場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
 兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班

4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間

- (1) 配布場所及び申込場所
 前記3に同じ。
- (2) 配布期間及び申込期間
 令和3年2月5日（金）から同月22日（月）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで（郵送の場合は、一般書留又は簡易書留により送付し、期間内に前記3の場所に必着のこと。）

5 入札の方法、場所及び受付期間

- (1) 方法
 入札書は所定の様式により郵送にて受け付ける（持参可）。
- (2) 場所
 前記3に同じ

(3) 受付期間

令和3年2月25日(木)から同年3月4日(木)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(郵送の場合は、一般書留又は簡易書留により送付し、期間内に前記3の場所に必着のこと。)

6 開札の場所及び日時

(1) 場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班(詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。)

(2) 日時

令和3年3月5日(金)午前10時から

7 入札保証金

(1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。

(2) 入札保証金は、入札の受付期間中に金融機関から指定口座へ振り込むこと。

8 入札に関する条件

(1) 入札書を所定の日時までに提出していること。

(2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。

(3) 入札者が同一事項について2通以上した入札でないこと。

(4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

(5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

(6) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

9 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

10 入札についての照会先

兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班

電話 (078) 341-7711 内線2550・2551

~~~~~

**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和3年2月5日

兵庫県知事 井戸敏三

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) 尼崎大庄川田町商業施設A区画

所在地 尼崎市大庄川田町77番の一部

## 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 名称           | 住所                | 代表者の氏名 |
|--------------|-------------------|--------|
| 株式会社関西ケーブデンキ | 茨城県水戸市柳町一丁目13番20号 | 杉本正彦   |
| ネットトヨタ神戸株式会社 | 尼崎市名神町一丁目18番25号   | 四宮慶太郎  |

## 3 変更事項

(1) 荷さばき施設の位置(縦覧に供する関係図書に示すとおり。)

(2) 廃棄物等保管施設の位置(縦覧に供する関係図書に示すとおり。)

## 4 変更年月日

令和3年8月11日

## 5 届出年月日

令和2年12月10日

## 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

## (1) 縦覧場所



兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和3年2月5日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和3年6月7日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和3年2月5日

契約担当者

北播磨県民局長 上田 賢一

1 落札に係る物品等の名称及び数量

兵庫県尼崎総合庁舎ほか14施設で使用する電気 予定数量3,691,451キロワット時/年

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

北播磨県民局 加東市社字西柿1075-2

3 落札者を決定した日

令和3年1月21日

4 落札者の名称及び住所

九電みらいエナジー株式会社 福岡市中央区渡辺通二丁目4番8号

5 落札金額（税抜）

49,436,348円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告をした日

令和2年11月20日

**企業庁公告**

**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和3年2月5日

契約担当者

兵庫県公営企業管理者 片山 安孝

1 入札に付する事項

(1) 件名

水道用及び工業用水道用薬品の購入

(2) 品目及び数量

ア 次亜塩素酸ナトリウム 1,563,000キログラム

イ ポリ塩化アルミニウム 4,984,000キログラム

ウ ドライ粉末活性炭（5%WE T） 221,000キログラム

(3) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

数量は、浄水処理水量及び水質等により変動することがある。

(4) 納入期間

令和3年4月1日（木）から令和4年3月31日（木）まで

各納入場所からの指示により随時納入すること。

## (5) 納入場所

多田浄水場（川西市多田院字巖陰6-3 猪名川広域水道事務所）  
神出浄水場（神戸市西区神出町田井3-1 東播磨利水事務所）  
三田浄水場（三田市西野上字上通り152 北摂広域水道事務所）  
船津浄水場（姫路市船津町字平田4552-1 姫路利水事務所）  
市川工業用水道管理所（姫路市飾磨区妻鹿甲の甲ヶ山394-13 姫路利水事務所）

## (6) 入札方法

上記(2)アからウまでのそれぞれの物品ごとに入札に付する。

なお、入札金額は、各物品の1キログラム当たりの単価とし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納税局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加資格制限に該当しないこと。
- (3) 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

## 3 入札説明書の交付等

- (1) 入札説明書の交付期間及び契約条項を示す期間

令和3年2月5日（金）から同月19日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (2) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県企業庁水道課 担当 大久保  
電話（078）341-7711 内線5444

## 4 入札参加の手続

本件入札に参加を希望する者は、入札参加申込書（以下「申込書」という。）を次に定めるところに持参又は郵送により提出し、入札参加資格の確認を受けること。

- (1) 提出期間

令和3年2月5日（金）から同月19日（金）まで（持参の場合は、兵庫県の休日を定める条例第2条に規定する県の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (2) 提出場所

前記3(2)に同じ。

## 5 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時

|                    |                     |
|--------------------|---------------------|
| ア 次亜塩素酸ナトリウム       | 令和3年3月18日（木）午後1時30分 |
| イ ポリ塩化アルミニウム       | 令和3年3月18日（木）午後2時10分 |
| ウ ドライ粉末活性炭（5%WE T） | 令和3年3月18日（木）午後2時50分 |

- (2) 入札及び開札の場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県庁西館 5階会議室

## (3) 入札の方法

上記(1)の日時に、上記(2)の場所へ直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、書留郵便等により送付し、令和3年3月17日(水)午後5時までに、前記3(2)の場所に必着のこと。

## (4) 入札保証金

入札書記載金額に前記1(2)の各数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の100分の5以上の額の入札保証金を令和3年3月16日(火)午後3時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県(企業庁)を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

## (5) 契約保証金

契約金額(落札価格に前記1(2)の各数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県(企業庁)を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

## (6) 入札者に求められる義務

ア 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品を納入できることを証明する書類を令和3年2月19日(金)午後5時までに提出すること。

## (7) 卸売業者又は小売業者が入札参加希望の場合

前記1(2)の各物品の製造業者との間の取引を証明できる書類(製造業者の代理店証明等の原本(証明書発行権限がある者の記名押印があること。))

## (4) 製造業者が入札参加希望の場合

前記1(2)の各物品の製造を証明できる書類

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

## (7) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに納付されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(令和3年4月1日(木))までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、これらと入札内容が分明であること。

キ 入札金額は、契約対象となる前記1(2)の各物品の1キログラム当たりの単価(消費税及び地方消費税相当額を含まない。)を記載すること。

なお、契約代金の支払に当たっては、入札書に記載された単価に指示した数量を乗じた金額に100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 代理人が入札をする場合は、入札する前に契約担当者あての委任状を提出すること。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

## (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

## (8) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした

入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(9) 落札者の決定方法

ア 入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、企業庁会計規程（昭和54年兵庫県企業庁管理規程第2号）第71条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者がくじを引くことにより落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、入札書を郵送した者にあつては、入札立会人がくじを引くこととする。

また、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

(10) 契約書の作成の要否

要作成

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 落札者が暴力団でないこと等の誓約書の提出があつた後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。

(3) 契約代金の支払に当たっては、契約希望金額に指示した数量を乗じた金額をその都度支払うものとする。

(4) 詳細は入札説明書による。

(5) 問合せ先

前記3(2)に同じ。

7 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Yasutaka Katayama, Superintendent of Public Enterprises of Hyogo Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the products to be purchased:

a. 1,563,000kg of sodium hypochlorite

b. 4,984,000kg of polyaluminum chloride

c. 221,000kg of activated carbon powder (5%WET contained)

(3) Delivery period: From April 1, 2021 to March 31, 2022

(4) Delivery places:

Tada Water Purification Plant (Inagawa Waterworks Office)

Kande Water Purification Plant (Higashi-Harima Water Utilization Office)

Sanda Water Purification Plant (Hokusetsu Waterworks Office)

Funatsu Water Purification Plant (Himeji Water Utilization Office)

Ichikawa River Industrial Waterworks Office (Himeji Water Utilization Office)

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 February 19, 2021

(6) Deadline for tender:

The following are deadlines which are specified respectively for each group of the products described in (2)

a. 13:30 March 18, 2021

b. 14:10 March 18, 2021

c. 14:50 March 18, 2021

Should tenders mail their bids, please make sure bids for all the items will arrive by 17:00 March 17, 2021

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Ookubo, Water Supply Division, Public Enterprises Agency, Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

Tel (078)341-7711 extension 5444

~~~~~

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和3年2月5日

契約担当者

兵庫県企業庁猪名川広域水道事務所 椋田 健治

1 入札に付する事項

(1) 件名

高機能粉末活性炭（5%WET）の購入

(2) 品目及び数量

高機能粉末活性炭（5%WET）650,000キログラム

(3) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

数量は、浄水処理水量及び水質等により変動することがある。

(4) 納入期間

令和3年4月1日（木）から令和4年3月31日（木）まで

納入場所からの指示により随時納入すること。

(5) 納入場所

三田浄水場（三田市西野上字上通り152 北摂広域水道事務所）

多田浄水場（川西市多田院字巖陰6-3 猪名川広域水道事務所）

(6) 入札方法

入札金額は、物品の1キログラム当たりの単価とし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納税局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加資格制限に該当しないこと。

(3) 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

3 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付期間及び契約条項を示す期間

令和3年2月5日（金）から同月19日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒666-0126 川西市多田院字巖陰6-3

兵庫県企業庁猪名川広域水道事務所 総務課 担当 徳田

電話（072）799-2071 F A X（072）799-2073

4 入札参加の手続

本件入札に参加を希望する者は、入札参加申込書（以下「申込書」という。）を次に定めるところに持参又は郵送により提出し、入札参加資格の確認を受けること。

(1) 提出期間

令和3年2月5日（金）から同月19日（金）まで（持参の場合は、兵庫県の休日を定める条例第2条に規定する県の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 提出場所

前記3(2)と同じ。

5 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時

令和3年3月18日（木）午前11時

(2) 入札及び開札の場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県庁西館 5階会議室

(3) 入札の方法

上記(1)の日時に、上記(2)の場所へ直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、書留郵便等により送付し、令和3年3月17日（水）午後5時までに、前記3(2)の場所に必着のこと。

(4) 入札保証金

入札書記載金額に前記1(2)の数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の100分の5以上の額の入札保証金を令和3年3月16日（火）午後3時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県（企業庁）を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(5) 契約保証金

契約金額（落札価格に前記1(2)の数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県（企業庁）を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(6) 入札者に求められる義務

ア 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品を納入できることを証明する書類を令和3年2月19日（金）午後5時までに提出すること。

(イ) 卸売業者又は小売業者が入札参加希望の場合

前記1(2)の物品の製造業者との間の取引を証明できる書類（製造業者の代理店証明等の原本（証明書発行権限がある者の記名押印があること。））

(ロ) 製造業者が入札参加希望の場合

前記1(2)の物品の製造を証明できる書類

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(7) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納付されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和3年4月1日（木））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、これらと入札内容が分明であること。

キ 入札金額は、契約対象となる前記1(2)の物品の1キログラム当たりの単価（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）を記載すること。

なお、契約代金の支払に当たっては、入札書に記載された単価に指示した数量を乗じた金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- ケ 代理人が入札をする場合は、入札する前に契約担当者あての委任状を提出すること。
- コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。
- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
- (4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者
- サ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(8) 無効とする入札

- ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。
- ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(9) 落札者の決定方法

- ア 入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、企業庁会計規程（昭和54年兵庫県企業庁管理規程第2号）第71条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者がくじを引くことにより落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。
- なお、入札書を郵送した者にあつては、入札立会人がくじを引くこととする。
- また、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

(10) 契約書の作成の要否

要作成

6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 落札者が暴力団でないこと等の誓約書の提出があつた後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。
- (3) 契約代金の支払に当たっては、契約希望金額に指示した数量を乗じた金額をその都度支払うものとする。
- (4) 詳細は入札説明書による。
- (5) 問合せ先
前記3(2)に同じ。

7 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:
Kenji Mukuda, Director of Inagawa Waterworks Office, Public Enterprises Agency,
Hyogo Prefectural Government
- (2) Nature and quantity of the products to be purchased:
650,000kg of High-Performance activated carbon powder (5%WET contained)
- (3) Delivery period: From April 1, 2021 to March 31, 2022
- (4) Delivery places:
Sanda Water Purification Plant (Hokusetsu Waterworks Office)
Tada Water Purification Plant (Inagawa Waterworks Office)
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:
17:00 February 19, 2021
- (6) Deadline for tender:
11:00 March 18, 2021 by direct delivery
17:00 March 17, 2021 by mail
- (7) Person to contact concerning the notice:
Mr. Tokuda, General Affairs Division, Inagawa Waterworks Office

6-3 Gake, Tadain, Kawanishi, Hyogo 666-0126
TEL (072)799-2071

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第36号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項の規定に定める地域交通安全活動推進委員の委嘱を令和3年1月19日付けで解いたので、公示する。

令和3年2月5日

兵庫県公安委員会
委員長 奥谷勝彦

委嘱を解いた者

| 氏名 | 活動区域 |
|------|------------|
| 青木勝博 | 高砂警察署の管轄区域 |

警察本部公告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和3年2月5日

契約担当者
兵庫県警察本部長 吉岡健一郎

1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量
令和3年度用品単価契約（PPC用紙（A4、A3、B4））
- (2) 調達物品の特質等
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
- (3) 契約期間
令和3年4月1日（木）から令和4年3月31日（木）まで
- (4) 納入場所
兵庫県警察本部及び県下各警察署
- (5) 入札方法
上記(1)の物品について入札に付する。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する

暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 竹本

電話 (078) 341-7441 内線2257

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和3年2月5日（金）から同月19日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (3) 入札・開札の日時及び場所

令和3年3月19日（金）午前10時 兵庫県警察本部会計課室内

- (4) 入札書の提出期限

令和3年3月18日（木）午後5時までに上記(1)の場所に直接持参し入札書を提出するか、若しくは郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による場合については、令和3年3月18日（木）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の110）の100分の5以上の金額の入札保証金を令和3年3月18日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結日までに納めなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。また財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）に基づき免除する場合もある。

- (4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書及び仕様書で示した仕様に適合していることを確認できる製品カタログ等の書類を令和3年2月19日（金）までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

- (5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和3年4月1日（木））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記3(4)及び4(5)アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、3(4)又は4(5)エ若しくはオに違反し無効となった者以外の者

- (6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した調達を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Kenichiro yoshioka, Chief of Hyogo Prefectural Police HQ

(2) Nature of the product to be purchased:

PPC Recycled Paper (A4, A3, B4)

(3) Fulfillment period:

From April 1, 2021 through March 31, 2022

(4) Delivery places:

Hyogo Prefectural Police HQ and each Police Station

(5) Deadline for the submission of tender application form:

17:00 February 19, 2020

(6) Deadline for tender:

17:00 March 18, 2021 by mail

17:00 March 18, 2021 by direct delivery

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Takemoto, Finance Division, Hyogo Prefectural Police HQ

5-4-1, Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510

TEL (078) 341-7441 Ext. 2257

正 誤

○平成26年3月31日付け（兵庫県公報第14号外）

兵庫県告示第303号の5（行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係告示の整理に関する規程）中

| (ページ) | (行) | (誤) | (正) | | | | | | | | |
|---------|---------------|------------------------------|--|---------|---------------|---------|---------------|---------|---------------|---------|---------------|
| 89 | 下から1 | 本則の表加東保健所課長の項及び丹波保健所課長の項を削る。 | 本則の表中 「 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>加東保健所課長</td> <td>加東健康福祉事務所検査室長</td> </tr> <tr> <td>龍野保健所課長</td> <td>龍野健康福祉事務所検査室長</td> </tr> <tr> <td>豊岡保健所課長</td> <td>豊岡健康福祉事務所検査室長</td> </tr> <tr> <td>丹波保健所課長</td> <td>丹波健康福祉事務所検査室長</td> </tr> </table> 」 を | 加東保健所課長 | 加東健康福祉事務所検査室長 | 龍野保健所課長 | 龍野健康福祉事務所検査室長 | 豊岡保健所課長 | 豊岡健康福祉事務所検査室長 | 丹波保健所課長 | 丹波健康福祉事務所検査室長 |
| 加東保健所課長 | 加東健康福祉事務所検査室長 | | | | | | | | | | |
| 龍野保健所課長 | 龍野健康福祉事務所検査室長 | | | | | | | | | | |
| 豊岡保健所課長 | 豊岡健康福祉事務所検査室長 | | | | | | | | | | |
| 丹波保健所課長 | 丹波健康福祉事務所検査室長 | | | | | | | | | | |

「

| | |
|-------------|-------------------|
| 龍野保健 所課長 | 龍野健康福祉事 務所検査室長 |
| 豊岡保健 所課長 | 豊岡健康福祉事 務所検査室長 |

」

に改める。